

生まれて・住んで・訪れて 良かったの島づくり

持続可能な町づくりの根幹となる改正法

今回の離島振興法の改正・延長の成立に至るまで、衆参国会議員の皆様をはじめ多くの方々にご尽力を賜り、心よりお礼申し上げます。さまざまな要因が重なり、一月の成立となりましたが、期限内に離島振興の根幹を担う法律が無事に通ったことに安堵しております。また、全国離島振興協議会の副会長を務める身として、その役割の一端を果たすことができ胸をなでおろしているところです。

改正法のなかで特に注目しているのは以下の四点です。

第一に「離島航路用船舶の新造及び更新」です。隠岐航路にはフェリーが三隻あり、そのうち竣工から二七年になる「し

島根県隠岐の島町長（全離島副会長）



池田 高世偉

1955年、隠岐の島町久見生まれ。西郷町役場職員、島後町村合併協議会事務局次長、隠岐の島町副町長を経て、2016年より町長。21年より全国離島振興協議会副会長。

らしま」の更新が決まりました。航路を確保していくため、船舶の更新が明記されたことは住民生活を守っていく上で最も必要なことだと考えます。また、ジェットフォイル（JF）も今後一〇年で更新の必要に迫られてきます。隠岐四町村として、将来どうしていくのかという結論はまだ出ていませんが、住民や来島者の利便性を考えるとJFは無くしてはならないものです。

次が「事前防災、減災等に資する国土強靱化」です。令和二年・三年と、隠岐の島町は大雨による激甚災害の指定を受け、今なお復旧を行なっている状況です。住民が暮らしやすく、住み続けられる町づくりのために必須となる「防災」の視点が明文化されたことは、大変嬉しく思います。

三つ目の「感染症が発生した場合等における離島の住民生活の安定及び福祉の向上」については、隠岐の島町でもコロナ禍により、島内の事業者の経営継続が危うくなる事態となりました。離島では一度廃業するとそれを再興することは非常に困難です。隠岐の島町では自主財源からかなりの予算を島内の小売や飲食業者はもちろん、航路事業者に対しても支援として充てており、今後改正法のなかでこういった点に対する配慮がなされることを切に望みます。

最後に「再生可能エネルギーの活用」です。隠岐諸島は国内の離島では唯一ユネスコ世界ジオパークに認定されるほど、多様な自然・生態系を有する島々です。隠岐の島町では、海や山の資源を守り活かすために、島内で産出された木材をペレットに加工し燃料とする「木質バイオマス発電」に取り組むところでず。

また、将来的には波力や洋上風力の利用も検討しており、隠岐から脱炭素社会を実現していきたいと考えています。そのためには、必要に応じて島外の人材や企業などの力も借りなければなりません。現在、隠岐の島町と連携協定を結んでいる企業のなかには、社内に地域振興の部署が設けられたところもあり、一緒に島づくりを考える取り組みが始まっています。

このほか、「都道府県による離島市町村への支援の努力義務」が新設されましたが、幸いなことに島根県においては隠岐諸島に対して以前から交通や医療などあらゆる面で寄り添っていたためであり、今回の改正により全国の離島地域に、島根県と同様の支援が広がることを期待しております。

また、附帯決議にある看護師の医療行為の緩和や処遇、人員配置の改善にも注目しています。現在、隠岐の島町では看護師の確保が困難で、本土から看護師を派遣していただいている状況です。島根県立大学の看護学科に入学する学生も減っており、今後さらに看護師の確保が困難になっていくと予想しています。本町では、令和六年四月に町立診療所などと隠岐広域連合立隠岐病院の運営を隠岐広域連合立に一元化する計画ですが、これには医師や看護師不足への対応という一面もあります。

一方、さらなる拡充を求めたいのが「活性化交付金」の支援メニューです。特に戦略産品の輸送費に関して、現在は離島と本土間については支援を受けていますが、離島と離島間についても配慮をいただきたいところです。隠岐では、島後から島前へ飼料や木材を運ぶことも多く、その輸送費が事業者にとって重い負担となっています。



隠岐ユネスコ世界ジオパークの中核施設「隠岐ジオゲートウェイ」。

輸送費支援という点では、改正法で「石油製品の価格の低廉化に関する事業の公表」が明記されましたが、現状のガソリンの流通コスト支援に加えて、重油や軽油など他の石油製品についても価格の高騰を抑制する施策が求められると考えます。

なお、隠岐の島町は特定有人国境離島地域に指定されており、住民向けの航路・航空路運賃の低廉化などの支援をいただいています。改正法の運用にあたっては、内海離島を含めた全国の離島について分け隔てなく支援が得られるよう、一層の制度拡充を期待しています。

一〇年・二〇年先の島づくりを担うのは、今の子どもたちです。例えば、隠岐の島町では、西郷港周辺の町づくり（現在整備中）に際して、島の小学六年生に計画会議に入ってもらいました。大人だけでなく子どもたちの意見も取り入れ、数年かけて計画をとりまとめ、昨年デザインコンペを実施したところでした。当時参加してくれた小学生は、もう高校生になりました。町づくりに携わったことで、若者たちの地元に対する興味が深まり、将来にわたって関わりを持ち続けてほしいと願っています。また、ジオパークについても、子どもたちの関心が高いことが我が町の強みだと思えます。

離島振興法は、離島自治体にとってまさに命綱とも言える法律です。ただ国からの支援を待つだけでなく、我われ離島自治体側も人が住み続けられる島づくりのために、知恵をしぼり続けなければなりません。私が目指すのは「この町に生まれて良かった、住んで良かった、訪れて良かった」の、三つの「良かった」が響く町づくりです。地元の人が自分たちの島を好きだからこそ、島外からもたくさんの方がやって来る、そんな島づくりのために改正法を活かした施策の実現に向け、尽力して参ります。